

第3期

伊賀市障がい福祉計画

三重県伊賀市

平成24年3月

目 次

第 1 章	計画策定にあたっての基本的事項	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第 2 章	地域生活や一般就労への移行	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
2	福祉施設から一般就労への移行	4
3	就労移行支援事業の利用者数	5
4	就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合	6
第 3 章	障害福祉サービスと地域生活支援事業	
1	サービス目標量設定の考え方	7
2	障害福祉サービスの実績と見込量	7
3	地域生活支援事業の実績と見込量	15
第 4 章	計画推進のための取り組み	
	地域自立支援協議会の設置	21

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1 計画策定の目的

障がいのある人の福祉サービスは、平成 18（2006）年4月から施行された「障害者自立支援法」により、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、費用負担の見直しといった制度改正が行われ、障がい福祉施設やサービス体系の抜本的な見直しが行われました。また併せて、実施主体が住民に一番身近な市町村となり、新たに「地域生活支援事業」が創設されるなど、地域の実情に合ったサービスが展開できるようになりました。

本市では、障害者自立支援法第 88 条に基づき、平成 19（2007）年3月に「伊賀市障害福祉計画（第1期）」、平成 21（2009）年3月に「第2期伊賀市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供基盤等の整備に努めてきました。

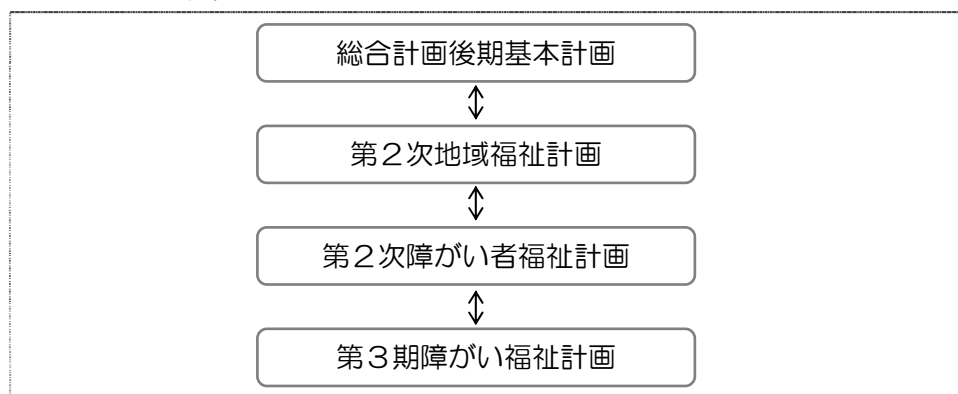
このたび、第2期の障がい福祉計画の期間が満了となることから、一層、障害福祉サービス等の提供基盤等の整備に努めるため、平成 24（2012）年度から 26（2014）年度までの3か年を期間とする「第3期伊賀市障がい福祉計画」を策定します。

「第3期伊賀市障がい福祉計画」は、平成 24（2012）年3月に策定する「伊賀市障がい者福祉計画」を基本としつつ、障がいのある人が自立した地域生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを定めるため策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく「伊賀市障がい者福祉計画」を上位計画とし、今後、本市が進めていく障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

図 1 計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度までの3年間としますが、障害者自立支援法に替わり、平成 25（2013）年 8 月に新たな法律として障害者総合福祉法（仮称）が施行される予定であるため、国の法律の動向によっては、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

図 2 計画の期間



第2章 地域生活や一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 26（2014）年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定にあたっては、平成 17（2005）年 10 月 1 日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本とするとともに、平成 26（2014）年度末の施設入所者数を平成 17（2005）年 10 月 1 日時点の1割以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

なお、児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

【市の状況】

平成 17（2005）年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 97 人で、平成 23（2011）年 8 月末現在の施設入所者は新体系・旧法施設合わせて 82 人であり、15 人が減少しています。

【市の目標値】

本市においては、平成 26（2014）年度末の施設入所者数は国の基本指針を踏まえ 18.6%、18 人削減すると目標値を設定し、平成 26（2014）年度末までの地域生活移行する人については、目標値を 21 人と設定します。

項目	数 値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の 入所者数（A）	97 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度末の 入所者数（B）	76 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	18 人 18.6%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	21 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等 へ移行した者の数

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26（2014）年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成 17（2005）年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

【市の状況】

本市では平成 21（2009）年度に4人、平成 22（2010）年度に8人が福祉施設から一般就労に移行しました。

【市の目標値】

昨今の社会情勢の中、本市においても障がいのある人の雇用は大変厳しい状況です。本市の平成 17（2005）年度の一般就労移行者数はゼロでしたが、これまでの実績等を踏まえ、福祉施設から一般就労する人の目標値を7人と設定します。

項目	数値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	0人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	7人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数

3 就労移行支援事業の利用者数

【国の指針】

平成 26（2014）年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

【市の状況】

本市では平成 22(2010)年度末現在の福祉施設利用者 305 人のうち、7人が就労移行支援事業を利用していました。

【市の目標値】

平成 23（2011）年 11 月 1 日現在、市内 2 施設の定員が 16 人で、市外の施設利用者が 5 人います。さらに、新規利用者が 5 人と想定し、合計 26 人を見込んでいます。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	499 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	26 人 (5.2%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【国の指針】

平成 26（2014）年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

【市の状況】

本市では、平成 23（2011）年 1 月から就労継続支援（A型）の事業所が開設され、平成 23（2011）年 8 月時点で 20 人が利用しています。

【市の目標値】

平成 23（2011）年 11 月から市内の就労継続支援（A型）の事業所の利用定員が 30 名に増員し、今後も利用定員の増員が見込まれるため、数値目標を 40 人と設定しました。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	40 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	200 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者（B）	240 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 （A）／（B）	16.7%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

第3章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

1 サービス目標量設定の考え方

障害福祉サービスや地域生活支援事業の目標量設定については、平成 18 (2006) 年度から 23 (2011) 年度の利用実績 (平成 23 (2011) 年度については見込数値) をもとに利用者数等の推計を行い、併せて障害者自立支援法及び平成 22 (2010) 年 12 月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、設定しました。

2 障害福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス及び短期入所

【サービスの概要】

居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事等の介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、必要な援護を行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【現状分析】

居宅介護など訪問系サービスの利用時間数は、年々増加しています。しかし、サービス提供事業者やヘルパーの不足により、十分なサービスが受けられないのが現状です。

【現状値】

サービス種別		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	実人数	121	124	136	143	152	136
	時間数	1,202	1,253	1,346	1,409	1,508	1,458
重度訪問介護	実人数	9	12	10	13	11	9
	時間数	165	133	183	204	201	1,404
行動援護	実人数	16	16	17	16	18	13
	時間数	206	149	219	120	232	55
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0

* 時間数については1月あたりの数値（以下同様）

【現状値】

サービス種別		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
短期入所	実人数	65	70	68	72	71	66
	日数	167	232	175	276	183	262

* 日数については1月あたりの数値（以下同様）

【目標値の見込方】

第3期計画では国の基本指針に基づき、現に利用している者の数等を勘案して、各サービスとも増加を見込んで目標値を設定していますが、重度障害者等包括支援については、市内にサービス提供事業所の確保が見込めないため、目標値の設定ができませんでした。

また、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障がい者数等を勘案して目標値を設定しました。

今後は、これらのサービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	実人数	110	115	120
	時間数	1,540	1,840	2,160
重度訪問介護	実人数	7	7	7
	時間数	1,610	1,750	1,897
同行援護	実人数	3	3	3
	時間数	30	30	30
行動援護	実人数	8	9	10
	時間数	80	90	110
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間数	0	0	0

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	実人数	46	48	50
	人日	322	336	350

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話をを行います。

【現状分析】

生活介護及び就労継続支援（B型）については、平成 22（2010）年度及び 23（2011）年度は、新体系に移行するサービス提供事業者が多かったため、目標数値を上回る結果となりました。機能訓練施設は市内に無く、生活訓練施設についても 1 か所しかいないため、目標値を下回る結果となりました。

なお、平成 23（2011）年 1 月より市内に就労継続支援（A型）のサービス提供事業者ができたため、目標値を大きく上回る結果となりました。

【現状値】

サービス種別		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活介護	実人数	95	105	111	161	150	169
	日数	1,632	1,606	1,804	2,125	2,876	3,028
自立訓練（機能訓練）	実人数	3	4	4	2	4	0
	日数	42	56	56	13	56	0
自立訓練（生活訓練）	実人数	12	21	12	9	12	12
	日数	168	182	180	137	180	172
就労移行支援	実人数	20	17	20	14	20	15
	日数	400	258	258	140	400	195
就労継続支援（A型）	実人数	0	1	0	10	3	28
	日数	0	15	0	52	66	254
就労継続支援（B型）	実人数	35	88	70	143	75	167
	日数	385	982	770	1,877	825	2,110
療養介護	実人数	2	2	2	2	3	1

【目標値の見込方】

新体系に移行した事業所数や、サービスの利用の伸び等を勘案し、以下のように目標数値を設定しました。

【目標値】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実人数	189	204	219
	人日分	3,780	4,080	4,380
自立訓練（機能訓練）	実人数	2	2	2
	人日分	38	38	38

【目標値（つづき）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（生活訓練）	実人数	10	11	12
	人日分	200	220	240
就労移行支援	実人数	16	21	26
	人日分	320	420	520
就労継続支援（A型）	実人数	30	35	40
	人日分	510	630	760
就労継続支援（B型）	実人数	170	185	200
	人日分	2,890	3,330	3,800
療養介護	実人数	4	4	4

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【現状分析】

共同生活介護（ケアホーム）については、平成 21（2009）年度に 1 か所、平成 23（2011）年度にも 1 か所の施設が市内に整備されたため、目標値を上回ることができました。また、施設入所支援については、平成 22（2010）年度に新体系に移行するサービス提供事業者が多かったため、目標値を大きく上回る結果となりました。

【現状値】

サービス種別		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
共同生活援助 (GH)	実人数	6	3	8	4	8	4
共同生活介護 (CH)	実人数	52	64	55	61	58	62
施設入所支援	実人数	43	47	45	83	79	77

【目標値の見込方】

地域移行を進める上で、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）は重要なサービスであり、施設及び利用対象者の増加を見込んで目標値を設定しています。

【目標値】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (GH)	実人数	83	93	98
共同生活介護 (CH)				
施設入所支援	実人数	81	80	79

(整備見込量)

サービス種別		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績	目標		
共同生活援助 (GH)	定員数 (人)	26	49	54	59
共同生活介護 (CH)					

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【サービスの概要】

計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【目標値の見込方】

計画相談支援については、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用者指数等を勘案し、3年間で計画的に全ての利用者が計画相談支援の対象者となるとして目標値を設定しました。

また、地域移行支援と地域定着支援については、これまでの実績等を踏まえて目標値を設定しました。

【目標値】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実人数	17	97	211
地域移行支援	実人数	5	5	5
地域定着支援	実人数	5	5	5

単位は月間の利用人数

(5) 児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービス

【サービスの概要】

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所の提供を行います。

児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門機関として、通所利用の障がい児への支援だけではなく、地域の障がい児・その家族を対照とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の障がい児支援を行います。

計画相談支援

児童福祉法に基づく通所サービスを利用するすべての障がい児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

【目標値の見込方】

放課後等デイサービスについては、平成 23（2012）年度に障害者自立支援法の児童デイサービスの利用人数をもとに、今後、サービス提供事業者が増加すると見込んで設定しました。児童発達相談については、平成 24（2012）年度から移行するサービス提供事業所を現在利用している人数をもとに目標値を設定しました。

また、計画相談支援については、障害者自立支援法に基づく計画相談支援と同じく、3年間で計画的に全ての利用者が計画相談支援の対象者となるとして目標値を設定しました。

【目標値】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	実人数	15	20	20
	人日分	75	100	100
児童発達相談	実人数	10	10	10
	人日分	50	50	50
計画相談支援	実人数	2	17	32

(1) 相談支援

【サービスの概要】

相談支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または介護を行う者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

【現状分析】

相談支援事業は平成 18（2006）年 4 月に設置した伊賀市障がい者相談支援センターを中心に実施しており、相談件数は年々増加しています。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
相談件数 (相談件数)	延べ件数	-	9,500	-	9,578	-	9,600

【目標値の見込方】

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者団体代表者、福祉・保健・医療関係者、労働関係機関、教育関係者などからなる「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」や各現場で支援している実務者で構成する定例会議、分野別の検討を行う専門部会を設置し、ネットワークの構築を図ります。

また、伊賀市社会福祉協議会に委託し実施している「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を中心に、成年後見制度の利用支援を行います。

【目標値】

事業名			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支 援事業	障がい者相談支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

【目標値（つづき）】

事業名		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

【サービスの概要】

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

【現状分析】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。年々派遣希望者は増えていますが、手話通訳者や要約筆記者の人数はまだ十分ではありません。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用者数	15	15	16	15	17	21

【目標値の見込方】

手話通訳者設置事業は市役所の窓口での対応だけではなく、学校や病院等へ出向いての通訳や企業等からの派遣依頼によるコーディネートが増加など、その役割が大きくなっています。また手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数の増加を見込んでいます。

【目標値】

事業名		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数	19	21	22

(3) 日常生活用具給付事業

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、特殊寝台などの身体介護を支援する用具や訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排泄管理を支援する用具などを給付します。

【サービスの概要】

- 介護・訓練支援用具 : 特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具 : 入浴補助用具、つえ、便器、頭部保護帽、特殊便器など
- 在宅療養等支援用具 : ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
- 情報・意思疎通支援用具: 視覚障害者用ポータブルレコーダー、意志伝達装置、携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置など
- 排泄管理支援用具 : ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具 : 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【現状分析】

日常生活用具給付事業は、年々給付件数が増加していますが、特に平成18(2006)年10月から事業の対象となったストマ用装具の給付件数は、大幅に増加しているのが現状です。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
日常生活用具給付事業	給付件数	647	1,137	695	1,172	730	1,570

【目標値の見込方】

情報・意思疎通支援用具や排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の増加を見込んでいます。

【目標値】

用具名		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練支援用具	給付件数	18	18	18
自立生活支援用具	給付件数	17	17	17
在宅療養等支援用具	給付件数	20	22	24
情報・意思疎通支援用具	給付件数	23	25	27
排泄管理支援用具	給付件数	1,100	1,110	1,120
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	7	8	9
合計	給付件数	1,185	1,200	1,215

(4) 移動支援事業

【サービスの概要】

移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域で自立した生活や社会参加を促すために、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動を含む社会参加のための外出に必要な支援を行います。

【現状分析】

近年、社会生活上必要不可欠な外出だけではなく、地域活動や余暇活動等の社会参加のための外出での利用が増加しています。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
移動支援事業	利用者数	120	146	125	149	130	127
	利用時間数	540	686	563	679	585	629

【目標値の見込方】

居宅介護等の事業と同様、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実利用者数	144	159	173
	延べ利用時間数	720	795	865

(5) 地域活動支援センター事業**【サービスの概要】****地域活動支援センター**

日中の創作活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人の地域での生活を支援します。

日中一時支援事業

障がいのある人などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人などに活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

【現状分析】

地域活動支援センターについては、平成23(2011)年度より新たに1か所の事業所が増えました。

また、日中一時支援事業についても、小学生を対象にした事業所が増えたことなどにより、利用者数は増加しています。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
地域活動支援センター	延利用者数	65	66	60	23	60	41
日中一時支援事業	延利用者数	130	124	143	127	157	135

【目標値の見込方】

地域活動支援センターの中で、新体系サービスに移行する事業所を見込み、利用者数を減らしています。日中一時支援事業は今後もニーズが高くと予想されることから増加を見込んでいます。

【目標値】

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	実利用者数	40	35	30
日中一時支援事業	実利用者数	171	184	198

(6) 重度障害者等訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

重度障害者等訪問入浴サービス事業

重度の身体に障がいのある人の生活を支援するために、看護師または准看護師と介護職員が訪問し、居宅において入浴サービスを実施します。

【現状分析】

新たなサービス提供事業者が確保できないため、利用者数の増加はありませんでした。

【現状値】

事業名		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	2	2	2	2	3	2

【目標値の見込方】

サービス提供事業者の確保が困難な状況にあり、事業量の増加を見込めないのが現状です。事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

【目標値】

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	3	3	3

第4章 計画推進のための取り組み

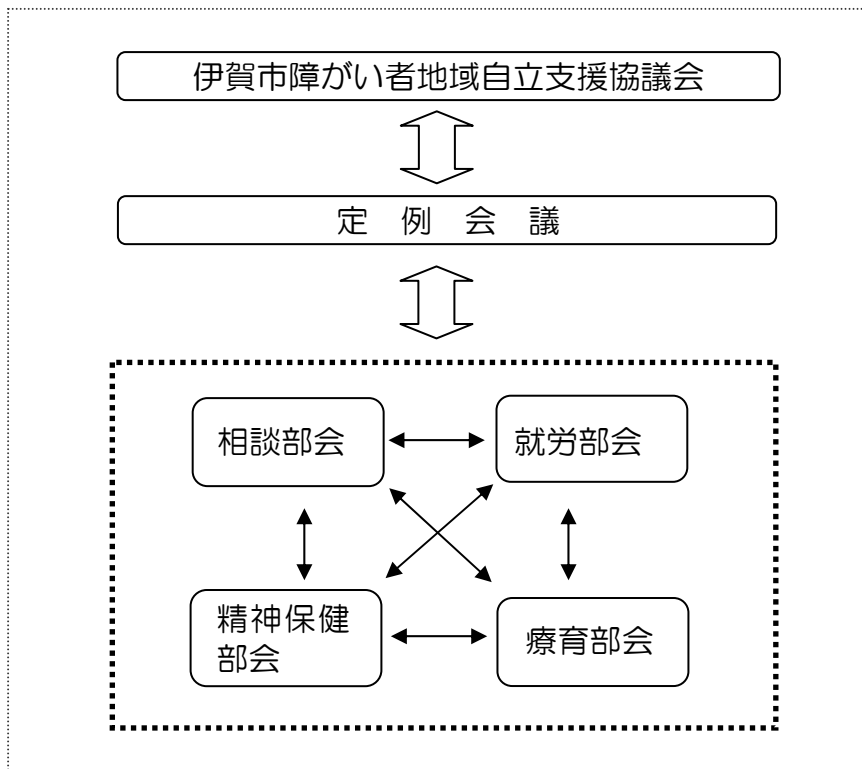
地域自立支援協議会の運営

障害者自立支援法第77条第1項第1号に基づく相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りに関して、中核的な役割を果たす定期的な議論の場として、また併せて伊賀市障がい福祉計画及び伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認及び評価を行う機関として「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を、平成20（2008）年12月に設置しました。本協議会は障がいのある人や保健・医療・福祉、教育、労働等に関わる幅広い機関の代表等の参加を得て運営しています。今後、さまざまな協議を行い、本計画に掲げたサービス量の確保などに努めます。

また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関の方などが協議する場として、「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの専門部会を設置しました。専門部会では当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。

併せて各専門部会での協議の報告を受け、全体で協議する場として定例会議を開催し、計画の進捗状況や施策への提案などを自立支援協議会に発信していきます。

図 地域自立支援協議会の組織体制



第3期伊賀市障がい福祉計画

発行年月：平成24（2012）年3月

発行：三重県伊賀市

編集：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518 - 8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

電話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp